

平成29年度税制改正大綱 速報版①

平成28年12月28日発行

項目	内容	適用時期等	
注 し 記 事 項	研究開発税制等の見直し	① 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率(現行:試験研究費割合に応じ8-10%)が、一定の <u>試験研究費の増減割合に応じた税額控除率(10%が上限)</u> とする制度に改組され、2年間の時限措置で税額控除率の上限(現行10%)が <u>14%</u> に引き上げられます。 ② 試験研究費の増加額に係る税額控除は廃止される一方、その他の制度の適用期限の延長や税額控除率の引き上げ等が行われます。	①平成31年3月31日までに開始する事業年度まで延長
	所得拡大促進税制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等以外の法人について、適用要件の<u>賃上率が2%以上</u>となります、税額控除額は現行の控除額から給与等増加額×<u>2%が上乗せ</u>されます。 中小企業者等の適用要件はそのままで、さらに賃上率が2%以上の場合の税額控除額は、現行の控除額に前期からの給与等増加額×<u>12%が上乗せ</u>されます。 	大綱に適用時期明記されず
	法人税申告書の提出期限の延長の特例の見直し	会計監査人設置法人が、定款等の定めで期末後3ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、 <u>決算日から6ヶ月</u> を超えない範囲内で確定申告書の <u>提出期限の延長が認められる</u> ようになります。	大綱に適用時期明記されず
	役員給与制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の<u>源泉徴収等後の金額が同額の定期給与</u>が追加されます。 事前確定届出給与として、株式や新株予約権を交付することができるようになります。 	平成29年4月1日以後に支給または交付に係る決議(その決議がない場合は、その支給または交付)をする給与について適用
	組織再編税制の見直し	特定事業を切り出して独立会社とする <u>スピンドルの円滑な実施</u> を可能とするため、会社分割や現物分配の課税関係の見直し等が行われます。	大綱に適用時期明記されず
	一定規模の企業の中小企業向け特例の適用除外	法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、過去3事業年度の所得金額の平均が <u>年15億円</u> を超える事業年度の適用が停止されます。	平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用
	地域中核企業向け設備投資促進税制の創設	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、一定の <u>事業施設等を新設等</u> した場合に、特別償却または税額控除が選択適用できる制度が創設されます。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律の改正法の施行日から平成31年3月31日までの新設等について適用
	中小企業向け設備投資促進税制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)は、<u>「中小企業経営強化税制」として改組</u>され、全ての器具備品及び建物附属設備が対象となります。 現行の中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却または税額控除については見直しの上、適用期限が<u>2年延長</u>されます。 	平成31年3月31日まで延長
	中小企業者等に係る軽減税率の延長	中小企業者等に対する軽減税率(課税所得年800万円以下の額に対し、15%(本則19%))の適用期限が <u>2年延長</u> されます。	平成31年3月31日まで延長
	配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者控除が納税者本人の合計所得金額に応じ、38万円、26万円、13万円の<u>3段階</u>となります。 合計所得金額が1,000万円(給与収入のみの場合、同収入が<u>1,220万円</u>)を超えると、配偶者控除が受けられなくなります。 配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額が85万円(給与収入のみの場合、収入<u>150万円</u>)までは上記の配偶者控除と同額の控除が受けられます。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が123万円以下(給与収入のみの場合、現行141万円から<u>201.6万円</u>)に拡大されます。 	平成30年分以後の所得税、平成31年分以後の住民税から適用
	積立NISA制度の創設	年間投資上限額が <u>40万円</u> 、非課税期間が <u>20年</u> の積立NISA制度が創設されます(現行のNISAとの選択)。	平成30年から平成49年までの開設した口座にて適用

この速報版は平成28年12月8日公表の平成29年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定するものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。

平成29年度税制改正大綱 速報版②

平成28年12月28日発行

項目	内容	適用時期等
上 部 主 題 別 項 目	居住用超高層建築物に係る固定資産税の見直し	高さが60mを超える一定の建築物の固定資産税について、 <u>高層階は増税</u> 、 <u>低層階は減税</u> となる見直しが行われます(不動産取得税も同様の改正あり)。平成30年度から新たに課税されることとなる一定の居住用超高層建築物について適用
	増改築等に係る所得税額の特別控除の拡充	所得税額が控除できる増改築等の工事に、一定の <u>耐久性向上改修工事</u> が追加されます。増改築等した居住用家屋を平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合に適用
	特定資産の買換特例の一部見直しと延長	特定の資産の買換えの場合の課税の特例について、一定の見直しの上、その適用期限が <u>平成32年3月31日</u> まで延長されます。平成32年3月31日まで延長
	土地の売買による登録免許税等の軽減措置の延長	① 土地の売買による所有権移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置が <u>2年延長</u> されます。 ② 住宅用家屋の所有権の保存登記もしくは移転登記または住宅用家屋の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の軽減措置が <u>3年延長</u> されます。 ①平成31年3月31日まで延長 ②平成32年3月31日まで延長
	非上場株式等に係る納税猶予制度の見直し	• <u>相続時精算課税制度に係る贈与</u> が、贈与税の納税猶予制度の適用対象に加えられます。 • 贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者であること及びその会社の株式等が非上場株式等に該当することの <u>要件が撤廃</u> され、納税猶予の取消事由となる <u>雇用確保要件が緩和</u> されます。平成29年1月1日以後の相続もしくは遺贈または贈与により取得する財産について適用(所要の経過措置あり)
	相続税・贈与税の納税義務の見直し	国内に住所を有しない者で日本国籍を有する相続人等に対し、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件が、被相続人等及び相続人等が相続開始前 <u>10年(現行:5年)</u> 以内のいずれの時においても国内に住所を有していないことになります。平成29年4月1日以後の相続もしくは遺贈により取得する財産について適用
	相続税の物納財産の範囲・順位の見直し	相続税の物納に充てることができる財産の順位について、上場されている株式・社債・証券投資信託等の受益証券・一定の投資証券等が、国債・地方債・不動産・船舶と同じ <u>第一順位</u> となります。大綱に適用時期明記されず
	取引相場のない株式の評価の見直し	① 類似業種比準方式について、類似業種株価に現行に課税時期の属する月以前 <u>2年間平均が追加</u> されます。また、配当金額、利益金額および簿価純資産価額の <u>比重が1:1:1と</u> なります。 ② 株式保有特定会社の判定基準に <u>新株予約権付社債</u> が追加されます。 ③ 評価会社の規模区分について、見直しが行われます。 ①③平成29年1月1日以後の相続等から適用 ②平成30年1月1日以後の相続等から適用
	広大地評価の見直し	広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、 <u>各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直される</u> と共に、 <u>適用要件が明確化</u> されます。平成30年1月1日以後の相続等から適用
	国税犯則調査手続き等の見直し	脱税の証拠となる電子ファイルがクラウド上に保管されている場合など、税務調査において <u>接続サーバ保管の自己作成データ等が差押えられる</u> こととなります。平成30年4月1日から施行
	自動車取得税・自動車税・軽自動車税	① 自動車重量税のエコカー減税・自動車取得税のエコカー減税が見直しの上、適用期限が2年延長されます。 ② 自動車税のグリーン化特例が見直しの上、適用期限が2年延長されます。 ③ 軽自動車税のグリーン化特例が見直しの上、適用期限が2年延長されます。 ①自動車重量税 平成31年4月30日車検証交付分まで延長 ①自動車取得税②③ 平成31年3月31日取得分まで延長

この速報版は平成28年12月8日公表の平成29年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定するものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。